第 57 回大阪府学校教育審議会

日　時　令和７年 12 月 19 日（金）10：00～
会　場　ホテルプリムローズ大阪　２階羽衣

次　　第

１　開　会

２　審　議
議題１「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」
議題２「今後の府立商業系高等学校のあり方について」

３　閉　会

配付資料
・次第
・大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿
・配席図
・第 57 回大阪府学校教育審議会資料
・大阪府学校教育審議会規則

第57回大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿

（五十音順）

氏名	職名	分野	第57回会議	備考
明石　一朗	関西外国語大学　学生相談室長	教育学	出席	
井上　喜久栄	エア・ウォーター株式会社　取締役執行役員	企業関係者	出席	
大継　章嘉	大阪教育大学　学長補佐　特任教授	教育学・教育行政	出席	
大野　裕己	兵庫教育大学大学院　教授	教育学	出席	会長
櫻井　千穂	大阪大学大学院　准教授	日本語教育	出席	
巽　葉子	大阪府公立学校 スクールカウンセラースーパーバイザー	臨床心理学・発達心理学 学校臨床	出席	
長谷川　陽一	桃山学院大学　特任教授	教育学	出席	会長代理
古屋　星斗	リクルートワークス研究所　主任研究員	労働・教育政策	出席 （オンライン）	
松田　裕貴	岡山大学学術研究院　講師	ICT	出席 （オンライン）	

配席図

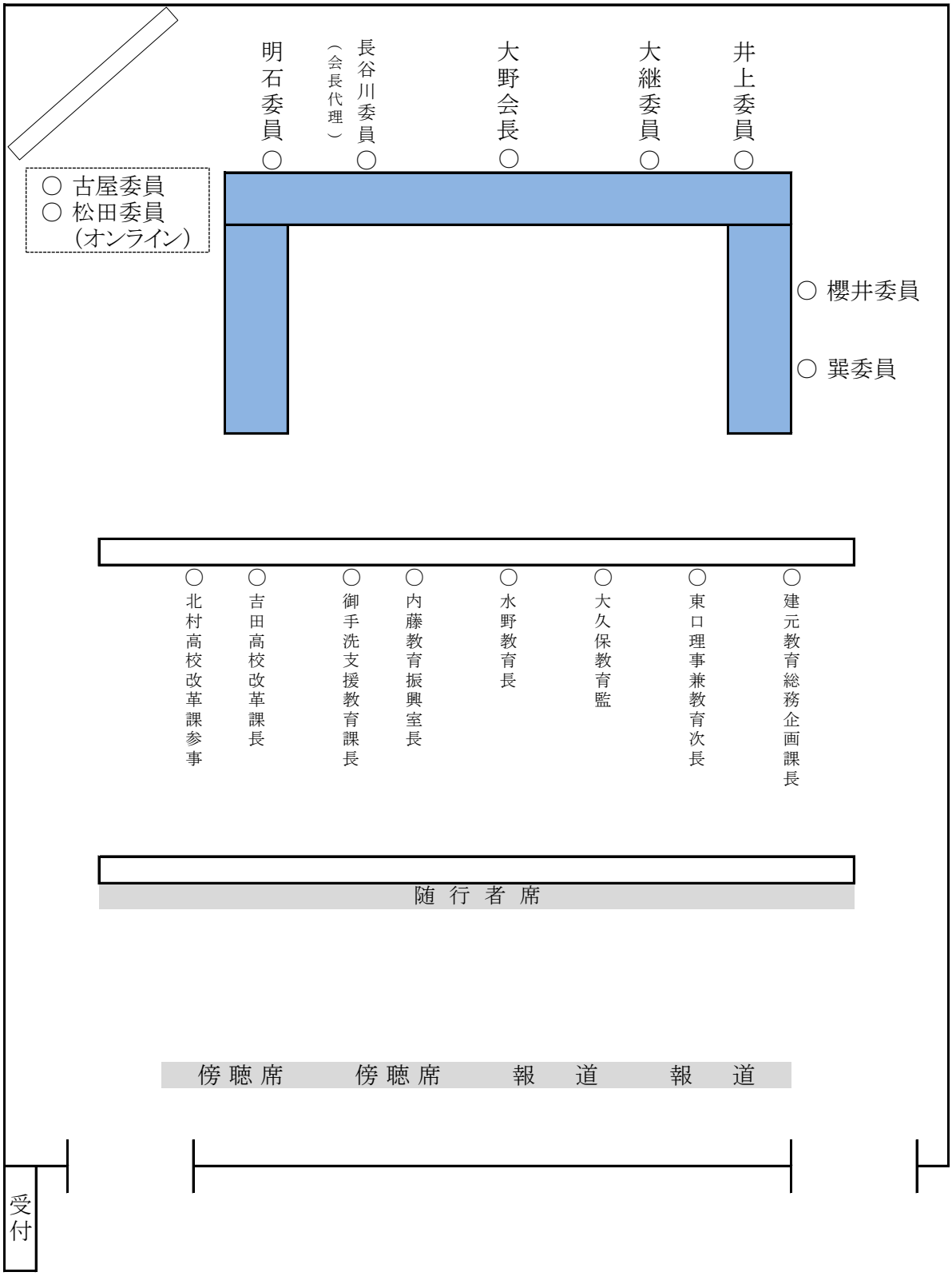
明石委員
長谷川委員（会長代理）
大野会長
大継委員
井上委員
○ 古屋委員
○ 松田委員（オンライン）
○ 櫻井委員
○ 巽委員
○北村高校改革課参事
○吉田高校改革課長
○御手洗支援教育課長
○内藤教育振興室長
○水野教育長
○大久保教育監
○東口理事兼教育次長
○建元教育総務企画課長
随 行 者 席
傍 聴 席
傍 聴 席
報 道
報 道
受付

資料1

今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について

報　告

令和７年12月19日
大阪府学校教育審議会支援教育部会

目次

はじめに …… 1

第１章　視覚支援学校、聴覚支援学校の現状と役割・機能 …… 2
　１　学校施設等について …… 2
　２　在籍者数の推移と将来推計について …… 5
　３　視覚支援学校、聴覚支援学校の集団での学びの状況について …… 7
　４　通学区域と在籍児童生徒等の居住地について …… 11
　５　視覚支援学校、聴覚支援学校における専門性について …… 14
　６　地域支援の状況について …… 17

第２章　視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア教育について …… 19
　１　各校のキャリア教育の取組みについて …… 19
　２　視覚支援学校、聴覚支援学校の高等部に設置されている学科について …… 20
　３　海外の学校等との国際交流の取組みについて …… 21
　４　視覚支援学校、聴覚支援学校の卒業後の進路状況について …… 22

第３章　今後における視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について …… 26
　１　集団の学びを確保するための方策 …… 26
　２　教員の専門性を維持・継承するための方策 …… 26
　３　視覚障がい、聴覚障がいに配慮した学校の施設設備と学校配置 …… 26
　４　センター的機能の発揮のための方策 …… 27
　５　視覚支援学校、聴覚支援学校のキャリア発達を促す教育の充実 …… 28
　６　視覚支援学校、聴覚支援学校における教育課程の検討 …… 28

おわりに …… 30

はじめに

令和7年7月3日、大阪府教育委員会より大阪府学校教育審議会に対して「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」の諮問がなされた。

府立視覚支援学校、聴覚支援学校に在籍する幼児児童生徒数は直近の10年間で3割から4割程度減少し、今後も人口減少に伴い在籍者数が減ることが想定されることから、集団規模による学びや教員の専門性の維持・継承への課題が懸念される。加えて、一部の学校では校舎等の施設設備の老朽化などにより今後の支援教育ニーズに見合った教育環境が十分でないなど、学校の状況は厳しいものとなってきている。

そのような中で、府内の小中学校における弱視学級、難聴学級の児童生徒数は、今後も各地域に一定の在籍者数が見込まれており、支援学校の地域における中核的な機関としての役割（支援学校のセンター的機能）の発揮が今後も求められる。

教育課程についても、視覚支援学校では従来の「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師」業界に加え、より幅広い職業分野で活躍できるようにするため、聴覚支援学校では産業構造の変化に対応し、実践的な技術や職業スキルを身につけさせるため、それぞれカリキュラムの検討が必要とされるなど、今後の児童生徒等のキャリア発達を促す教育の充実が求められている。

国においても、令和3年1月に中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築をめざして」及び「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議　報告」において、新時代に対応した特別支援教育のあり方として、小中学校等における障がいのある児童生徒等が専門性の高い授業を受けられるよう支援学校のセンター的機能を充実させることや、多様化する就労形態を踏まえた人材育成の強化について述べられている。

これらのことから、視覚障がい、聴覚障がいのある児童生徒等をとりまく現状と課題を踏まえた視覚支援学校、聴覚支援学校の今後のあり方について、学校教育審議会に審議を求められたところである。そこで、諮問内容を検討したところ、審議のテーマである「在籍者数が減少する中での府立視覚支援学校、聴覚支援学校の役割と機能のあり方について」「今後の府立視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア発達を促す教育の充実について」は内容が専門的であることから、部会を設置して審議を進めることが望ましいとの結論に至り、支援教育部会を設置し、審議を進めてきた。

支援教育部会での審議においては、視覚支援学校、聴覚支援学校の現状を把握し、在籍者の減少に起因する集団規模の学びの継続性の懸念、教員の専門性の維持継承の課題、多様化する進路希望を踏まえたキャリア発達を促す教育の充実の課題について、審議を進めてきた。

また、支援教育部会での審議の参考とするため、本審議会の対象となる視覚支援学校2校、聴覚支援学校4校の学校視察を行い、授業の参観や校長等へのヒアリング等を通じて、学校の施設設備や教育課程の状況などの把握を行った。

支援教育部会では、4回の審議を通じ、視覚支援学校、聴覚支援学校を取り巻く現状について議論を重ね、今般取りまとめたところである。府教育委員会には、この内容をもとに府内の視覚支援学校、聴覚支援学校で学ぶ子どもたちが、大阪の、日本の未来を担う人材として、社会でより一層活躍していけるよう、視覚支援学校、聴覚支援学校を更に発展させていただくようお願いしたい。

第1章　視覚支援学校、聴覚支援学校の現状と役割・機能

本章では、今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方を検討するにあたり、府立視覚支援学校、聴覚支援学校の現状と役割・機能について確認する。

1 学校施設等について

現在、大阪府において府立視覚支援学校は2校、聴覚支援学校は4校が設置されており（図1）、そのうち、大阪北視覚支援学校と中央聴覚支援学校は平成 28 年度に大阪市から府に移管されている。学校ごとに設置学部が異なっており、大阪北視覚支援学校と大阪南視覚支援学校、中央聴覚支援学校は幼稚部から小学部、中学部、高等部、専攻科までの学部、生野聴覚支援学校と堺聴覚支援学校は幼稚部から小学部、中学部まで、だいせん聴覚高等支援学校は高等部と専攻科が設置されている。

校舎の築年数については、大阪南視覚支援学校と生野聴覚支援学校以外の学校については、概ね50年以上と施設の老朽化への対応が求められる（表1）。特に中央聴覚支援学校については、平成5年に敷地内で難波宮の前期宮城南門（朱雀門）の遺構が発見されており、将来的には史跡指定される可能性があるため、現地建替えは事実上困難な状況となっている（図2）。

（図1） 府立視覚支援学校、聴覚支援学校の分布

（表1） 府立視覚支援学校、聴覚支援学校の概要

視覚支援学校			聴覚支援学校			
大阪北視覚支援学校（東淀川区）	大阪南視覚支援学校（住吉区）		中央聴覚支援学校（中央区）	生野聴覚支援学校（生野区）	堺聴覚支援学校（堺市北区）	たいせん聴覚高等支援学校（堺市堺区）
明治33年	大正3年	創立	明治33年	大正15年	昭和29年	平成18年
幼・小・中・高・専（寄宿舎あり）	幼・小・中・高・専（寄宿舎あり）	設置学部	幼・小・中・高・専（寄宿舎あり）	幼・小・中 ―	幼・小・中 ―	― 高・専
61年	10年	築年数（R6年度末）	34・46・69年	23年	49年	53年
6,948㎡	7,623㎡	校舎面積	7,117㎡	7,559㎡	10,806㎡	10,275㎡
8,889㎡	2,990㎡	運動場面積	5,530㎡	2,500㎡	11,000㎡	4,547㎡
55人	87人	在籍数（R7.5/1）	102人	105人	54人	65人
（190人）	（230人）	設置基準上の定員（※）	（250人）	（290人）	（470人）	（610人）
69室	78室	教室数（普通・特別）	67室	67室	82室	68室
H22地震補強（外部・内部改修なし）	H25-27改築	備考	敷地内から難波宮の遺構発見により現地での建替えは事実上困難。	H12-14改築	H29改修	もと白菊高校から転用時に改修あり

※ 学校教育法第 3 条に基づき制定された基準（令和3（2021）年文部科学省令第 45 号）により、保有する校舎面積から試算した定員人数。

（図2） 史跡難波宮跡附法円坂遺跡と府立中央聴覚支援学校の位置関係図

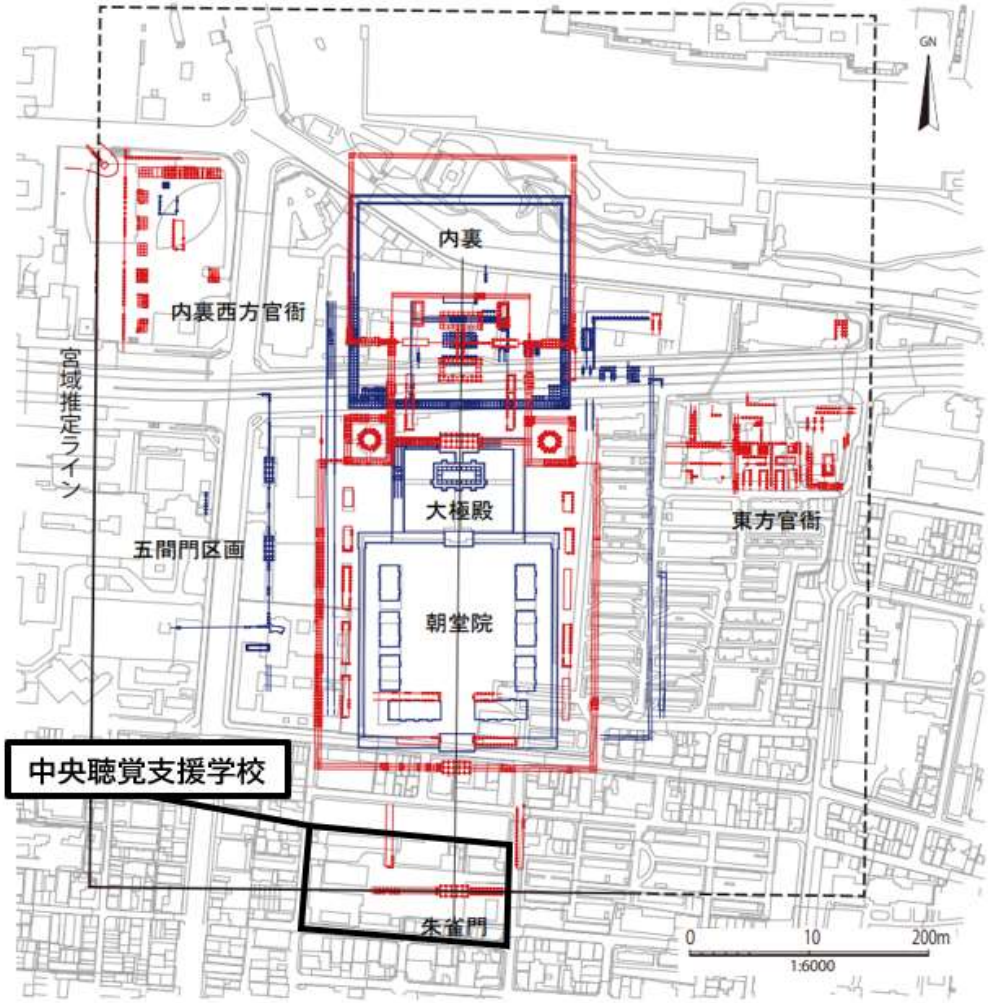

図19　難波宮殿舎配置図　（※赤：前期難波宮　青：後期難波宮を示す。）
史跡難波宮跡附法円坂遺跡保存活用計画P36（2020.6 大阪市教育委員会作成）より引用した図に学校の位置等を付記。

また、大阪北視覚支援学校と大阪南視覚支援学校、中央聴覚支援学校には、敷地内に寄宿舎を備えており、児童生徒が共同生活を通じて規則正しい生活習慣や社会的マナーを身に付けることに寄与している。コロナ禍で寄宿者の利用者は減少したものの、現在は各校一定数の利用者がいる（表2）。なお、寄宿舎の入舎基準は各校において定められているが、距離に関わる基準は3校とも共通して「遠距離により通学に要する時間が、公共交通機関を利用した場合、1時間を目安とする長時間通学等により、著しく通学に困難な状況にある者」とされている。

（表2） 寄宿舎の利用人数の推移　（人）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
大阪北視覚支援学校	17	21	15	8	8	6	7	5	7	11
大阪南視覚支援学校	11	10	11	11	12	15	16	16	15	15
中央聴覚支援学校	13	18	15	16	6	4	4	7	9	15

2 在籍者数の推移と将来推計について

直近の 10 年間(H25～R5)の児童生徒数は、視覚支援学校では 244 人から 144 人と約4割減少、聴覚支援学校は 497 人から 336 人と約3割減少している。一方、地域の小中学校の弱視学級では64人から87人に、難聴学級では143人から218人と逆に増加している。今後の推計では視覚支援学校、聴覚支援学校、弱視学級、難聴学級の児童生徒数は減少傾向にあるものの、一定の在籍者数が見込まれている(図3)。

(図3) 在籍者数の推移と将来推計

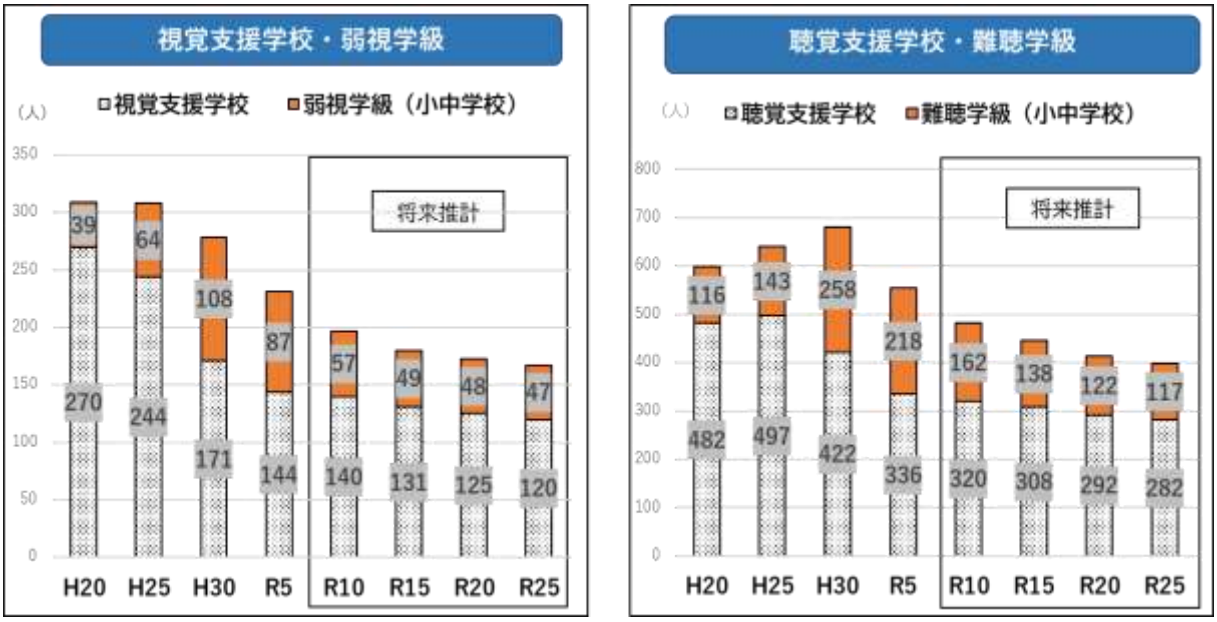

〖将来推計：過去の学齢人口に対する在籍者数の割合を回帰分析し、その傾向と将来の学齢人口推計を用いて算出。大阪府教育庁作成〗

令和6年度の市町村別の府内の学齢人口に対する視覚支援学校、弱視学級及び聴覚支援学校、難聴学級の在籍者数の状況（図4）を見ると、それぞれの市町村の学齢人口と、視覚障がい、聴覚障がいの児童生徒等の在籍者数との比率が一定連動している。

（図4）在籍者の在住地域

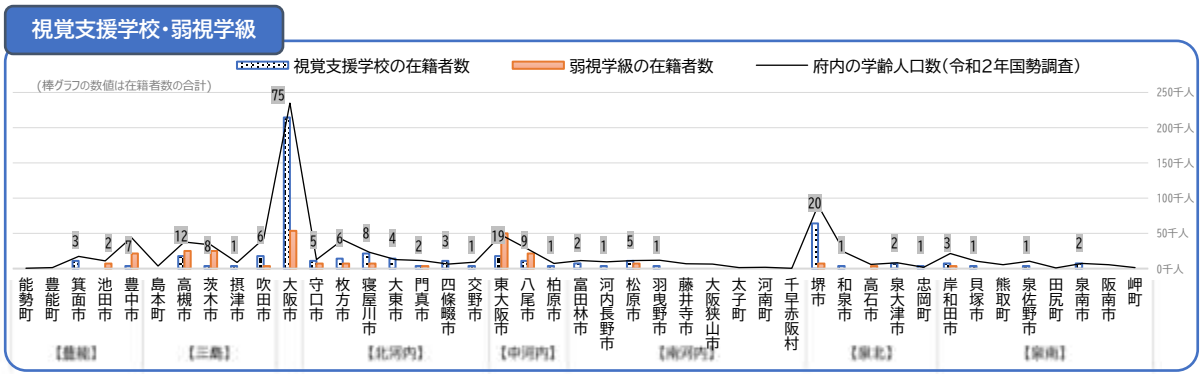

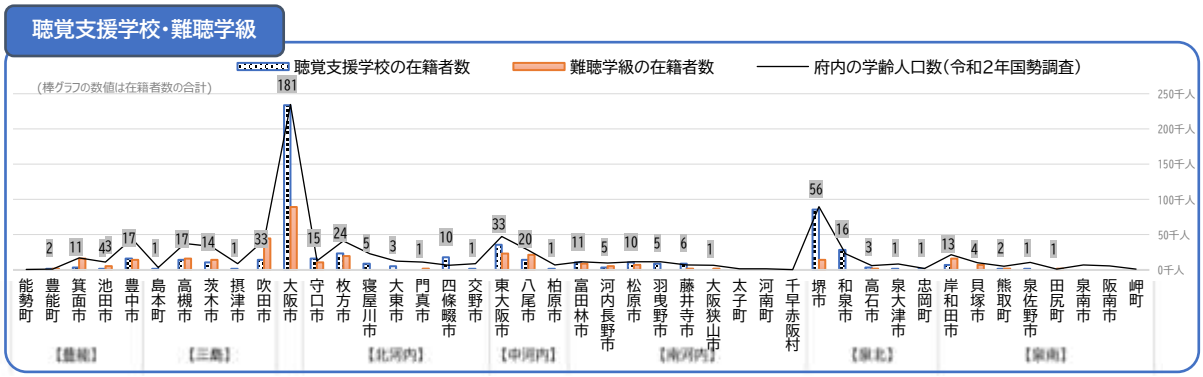

3 視覚支援学校、聴覚支援学校の集団での学びの状況について

視覚支援学校、聴覚支援学校において、各学年の在籍状況は10年前と比較すると、各学校とも全般的に減少しており、特に大阪北視覚支援学校では、在籍者が0人または1人の学年が全体の半分近くとなっている（表3）。今後、将来推計（図3）からも、このような学年が更に増加することが想定されるため、集団での学びをどう確保していくか考える必要がある。

（表3） 学年別の在籍者数（令和7年度・平成27年度）

（人）

（R７年度）	幼稚部			小学部						中学部			高等部			高等部・専攻科		
	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
大阪北視覚支援学校	1	1	4	3	1	0	3	1	1	1	4	0	5	10	3	6	8	3
大阪南視覚支援学校	2	2	2	2	4	2	3	4	3	0	1	6	9	11	6	12	7	11
中央聴覚支援学校	5	11	8	6	9	3	3	6	5	4	9	8	8	10	3	2	2	-
生野聴覚支援学校	10	13	12	7	7	5	11	7	14	15	1	3	-	-	-	-	-	-
堺聴覚支援学校	4	2	6	1	5	1	2	6	6	8	6	7	-	-	-	-	-	-
だいせん聴覚高等支援学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	14	21	7	7	-

（人）

（H27年度）	幼稚部			小学部						中学部			高等部			高等部・専攻科		
	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
大阪北視覚支援学校	6	2	2	5	3	2	3	8	3	4	5	7	7	10	6	12	11	9
大阪南視覚支援学校	2	3	3	4	1	2	2	1	4	2	3	2	8	9	11	21	17	11
中央聴覚支援学校	11	5	9	12	5	10	5	8	15	16	10	14	11	21	20	0	4	-
生野聴覚支援学校	9	15	19	11	14	14	11	13	6	13	5	9	-	-	-	-	-	-
堺聴覚支援学校	8	7	4	7	6	4	6	2	5	9	11	4	-	-	-	-	-	-
だいせん聴覚高等支援学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	12	21	14	8	-

一方で、複数の障がいを併せ有する重複障がいの児童生徒等の在籍割合（表4）は、在籍者数が減少していく中、10年前と比べて、各校ともほとんどの学部で増加しており、子どもたちの障がいの実態が変化していることを示している。

（表4）重複障がいの児童生徒等の状況（令和7年度）

（人）

（R７年度）	幼稚部		小学部		中学部		高等部		高等部・専攻科	
	在籍者数	重複率	在籍者数	重複率	在籍者数	重複率	在籍者数	重複率	在籍者数	重複率
大阪北視覚支援学校	6人	67%(＋17%)	9人	78%(＋15%)	5人	60%(△21%)	18人	56%(＋17%)	17人	0%
大阪南視覚支援学校	6人	83%(＋ 8%)	18人	72%(△ 7%)	7人	57%(± 0%)	26人	65%(＋15%)	30人	0%
中央聴覚支援学校	24人	54%(＋34%)	32人	25%(＋ 1%)	21人	48%(± 0%)	21人	43%(＋ 3%)	4人	0%
生野聴覚支援学校	35人	23%(＋ 4%)	51人	27%(＋13%)	19人	32%(＋25%)	－	－	－	－
堺聴覚支援学校	12人	42%(＋21%)	21人	33%(△10%)	21人	19%(＋ 6%)	－	－	－	－
だいせん聴覚高等支援学校	－	－	－	－	－	－	51人	14%(＋10%)	14人	0%

（　）括弧内は表5との比較

（表5）重複障がいの児童生徒等の状況（平成27年度）

（人）

（H27年度）	幼稚部		小学部		中学部		高等部		高等部・専攻科	
	在籍者数	重複率	在籍者数	重複率	在籍者数	重複率	在籍者数	重複率	在籍者数	重複率
大阪北視覚支援学校	10人	50%	24人	63%	16人	81%	23人	39%	32人	0%
大阪南視覚支援学校	8人	75%	14人	79%	7人	57%	28人	50%	49人	0%
中央聴覚支援学校	25人	20%	55人	24%	40人	48%	52人	40%	4人	0%
生野聴覚支援学校	43人	19%	69人	14%	27人	7%	－	－	－	－
堺聴覚支援学校	19人	21%	30人	43%	24人	13%	－	－	－	－
だいせん聴覚高等支援学校	－	－	－	－	－	－	56人	4%	22人	0%

視覚支援学校、聴覚支援学校ともに少人数のメリットを最大限活かし個別最適な学びを進める一方で、集団での学びを確保するために、教科、科目、児童生徒等の実態に合わせて学年、学部を超えたグループを作って学習を進めている。

以下は、集団での学びについての現状を各校にヒアリングし取りまとめたものである。

▶ 視覚支援学校における集団での学びについて

●現状

- 準ずる教育課程の授業では、個別または学習課題別の1名から6名でのグループ学習を実施している。
- 専攻科の実技教科等では学年を超えたグループを編成している。
- 重複障がいを有する児童生徒等の授業は2名から6名のグループ学習を実施している。
- 音楽や体育、特別活動等では内容やねらいに応じて学年・学部を超えたグループを編成している。

●メリット

- 児童生徒等と教員との信頼関係・コミュニケーションが深まりやすく、子どもたちが安心して自己表現できる機会が持てるようになり、積極的に学習活動に取り組める。
- 習熟度や発達段階、障がいの実態に応じた点字や拡大文字、ICT 等を活用した学習に取り組める。

●デメリット

- ディスカッションの機会が少ないため、他者の意見を聞いたり、自分の意見を相手に伝える場が少なく社会性が育ちにくい。
- 同学年の在籍者が少ないため、同年齢での交友関係が作れない。

●デメリットに対する工夫・取組み等

- 他県の学校とのオンライン等を活用した交流学習の機会を創出している。
- 部活動を通じた他学年、他学部とのつながりを強化している。
- 学部間で共同学習を設定している。

▶ 聴覚支援学校における集団での学びについて

●現状

- 準ずる教育課程の授業では、習熟度に応じたグループ学習を実施している。
- 重複障がいを有する児童生徒等の授業等では、学年を超えたグループ編成を行う場合もある。
- 音楽や図画工作、美術、体育など実技を伴う教科科目では、複数学年が同じ場で活動している。
- 児童生徒等の障がいの状態やコミュニケーション手段が多様化している。

●メリット

- 教科指導の習熟度や発達段階、言語面の課題等、障がいの状況や児童生徒等の実態に応じた学習に取り組むことができる。
- 学年を超えた活動の機会を通じて、児童生徒等が将来の自分を具体的に思い描くことができる。

●デメリット

- 少人数でのグループ学習の中で、多様な意見に触れる機会が限られる。
- 人数の制約から、学年ごとの活動において、取り組む活動の種類が限られることがある。

●デメリットに対する工夫・取組み等

- オンラインやクラウドを活用した授業など、ICT 等を活用した学習形態を検討している。
- 学年を超えたグループ編成を実施し、集団での活動や学びの場を確保している。
- 学習状況や進度、内容に応じて、グループの編成を柔軟に変更している。

4 通学区域と在籍児童生徒等の居住地について

(1)通学区域の現状について

視覚支援学校における通学区域は、専攻科のみが府内全域となっており、幼稚部・小学部・中学部・高等部本科は中央大通(築港枚岡線)を境にして、南北に分かれている。

聴覚支援学校は、高等部本科・専攻科が府内全域となっており、幼稚部・小学部・中学部については、主に大阪市エリアは中央聴覚支援学校、それ以外の府内北部・中部エリアは生野聴覚支援学校、府内南部エリアは堺聴覚支援学校となっている。なお、設立経緯等により、一部の地域には通学区域が重複する調整区域が設定されている。(図5)。

(図5)視覚支援学校及び聴覚支援学校の通学区域

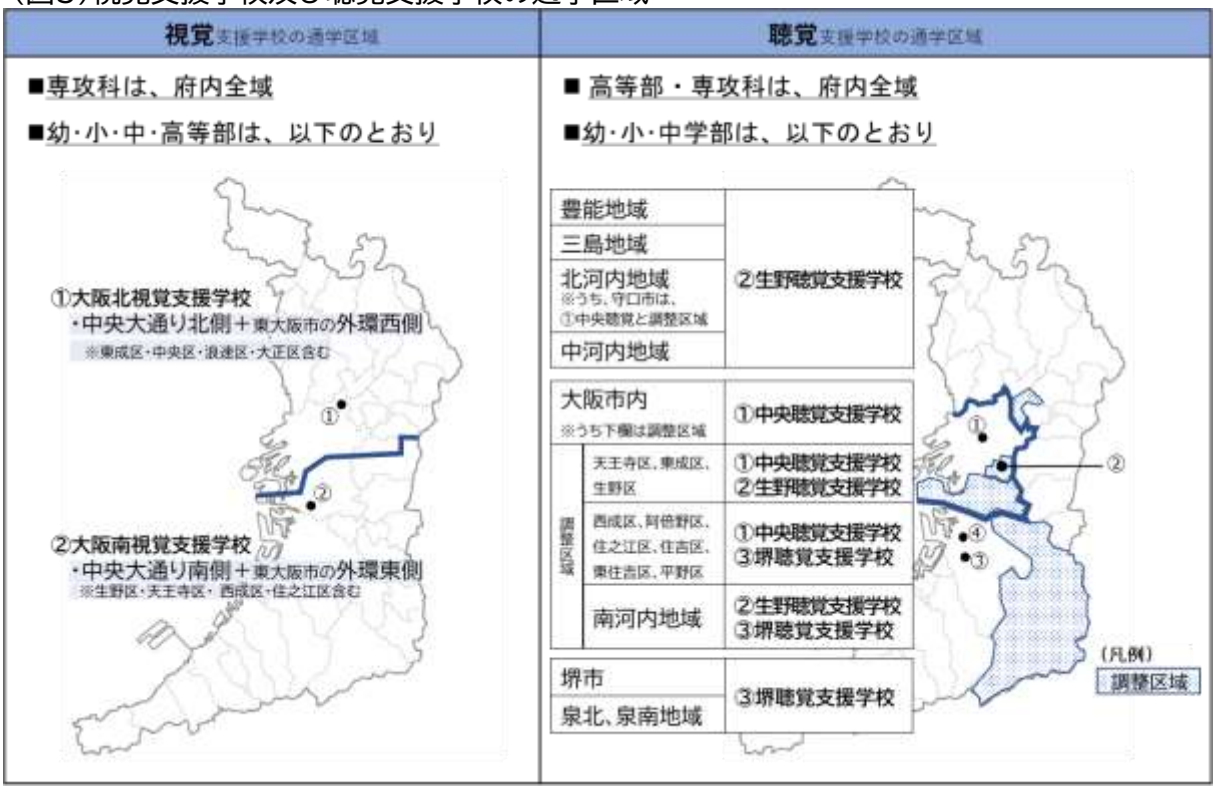

（2）在籍児童生徒等の居住地の分布について

視覚支援学校及び聴覚支援学校の在籍する児童生徒等の居住地については、視覚支援学校では、概ね通学区域どおり府内北部（大阪北視覚支援学校）と南部（大阪南視覚支援学校）に分かれている。なお、豊能地域に居住する大阪南視覚支援学校の生徒については、通学区域が府内全域である専攻科の生徒である（図6）。

聴覚支援学校の幼稚部・小学部・中学部において、中央聴覚支援学校はほぼ全員が大阪市内に居住し、生野聴覚支援学校、堺聴覚支援学校は通学区域の各地域に満遍なく居住している（図7）。また、府内全域が通学区域である高等部については、中央聴覚支援学校の在籍生は大阪市内及び周辺市、だいせん聴覚高等支援学校の在籍生は府内全域に居住している（図8）。

（図6）視覚支援学校在籍者の居住地の状況（令和７年5月1日時点）

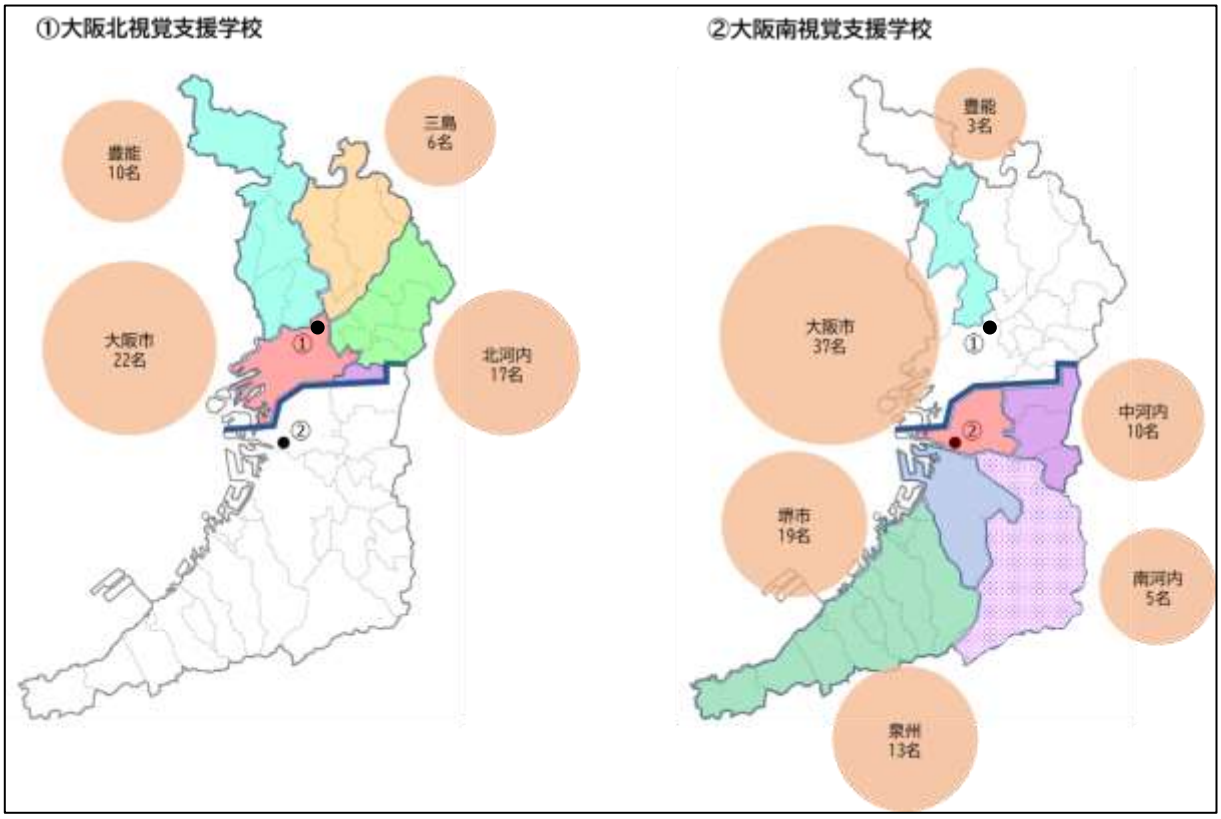

（図7）聴覚支援学校在籍者（幼稚部・小学部・中学部）の居住地の状況（令和 7 年5月1日時点）

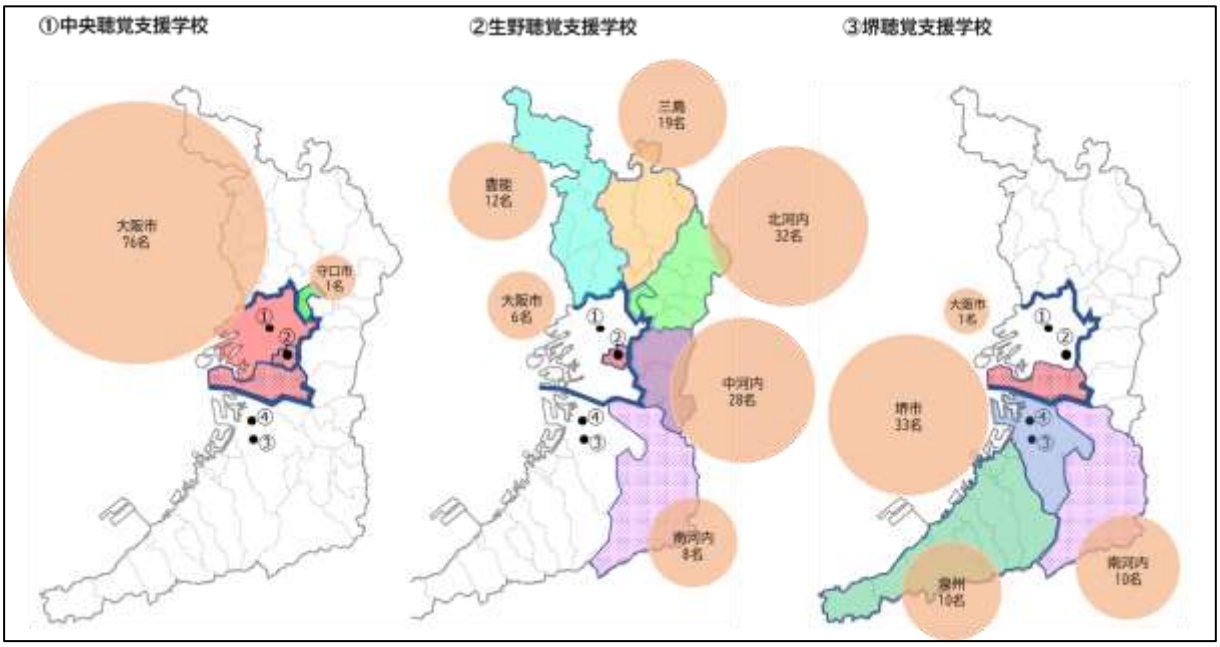

（図8）聴覚支援学校在籍者（高等部）の居住地の状況（令和 7 年5月1日時点）

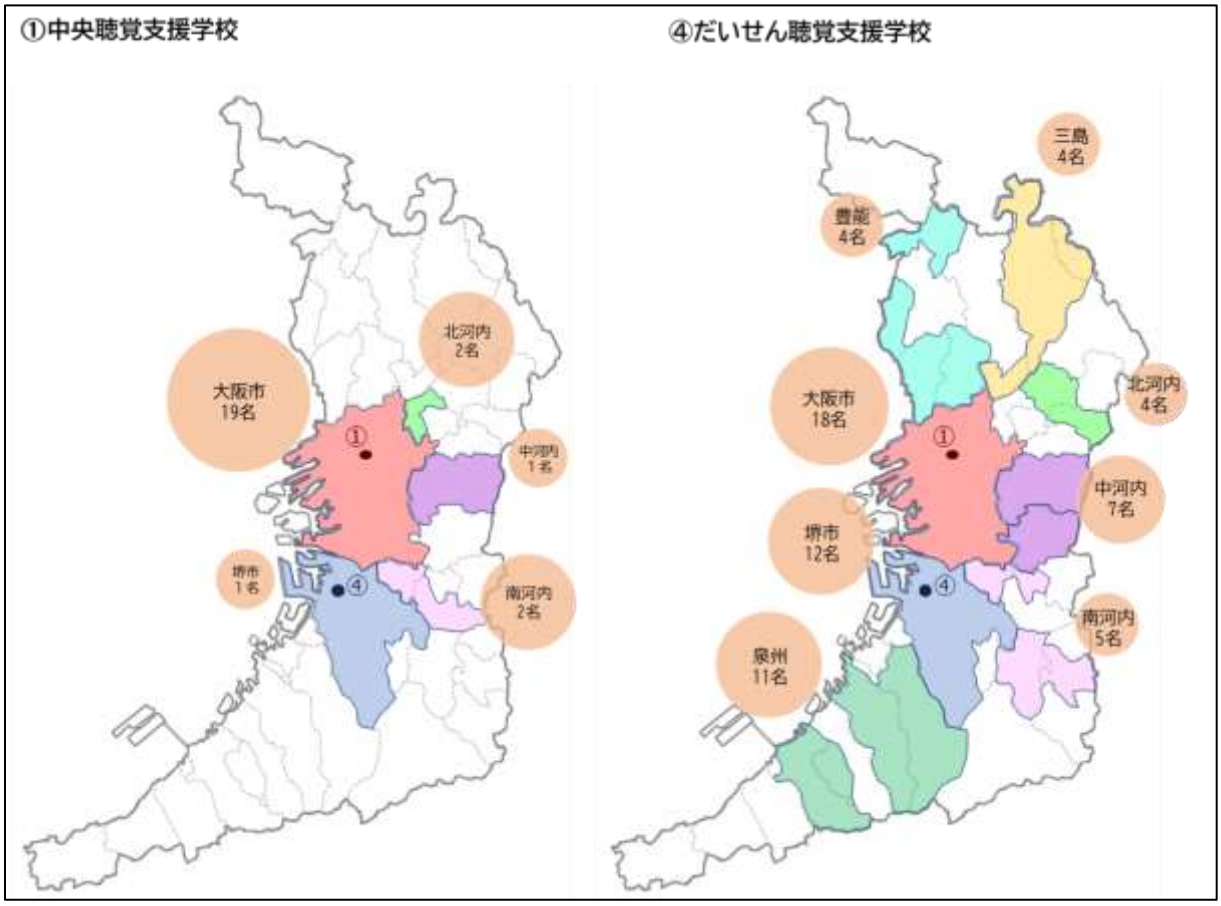

5 視覚支援学校及び聴覚支援学校における専門性について

令和 3 年1月、国の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」において、特別支援学校の教員に求められる専門性として、「障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要である。」と報告されている。

視覚支援学校及び聴覚支援学校の教員の専門性は幅広い分野に及ぶ。令和4年7月、国の「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」で決定された「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の中に示されている内容の一つ「指導法」では、視覚障がい者、聴覚障がい者に関する教育の領域のそれぞれの全体目標に「幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。 ）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。」と記載されている。この配慮事項は、現行の特別支援学校学習指導要領解説において示されており（表6）、視覚支援学校2校及び聴覚支援学校4校においては、配慮事項を踏まえた具体的な取組みが行われている（表7、8）。

（表6） 各障がい種における指導上の配慮事項について

視覚障がい	聴覚障がい
1.的確な概念形成と言葉の活用 2.点字等の読み書きの指導 3.指導内容の精選等 4.コンピュータ等の情報機器や教材等の活用 5.見通しをもった学習活動の展開	1.学習の基盤となる言語概念の形成と思考力の育成 2.読書に親しみ書いて表現する態度の育成 3.言葉等による意思の相互伝達 4.保有する聴覚の活用 5.指導内容の精選等 6.教材・教具やコンピュータ等の活用

特別支援学校学習指導要領 解説より

（表7） 視覚支援学校における障がいに配慮した取組み

1　的確な概念形成と言葉の活用
（感覚を通じた概念形成） ・保有視力を活用して事物を認識し、視覚的な概念を形成。 ・音楽やリズム、対話を通じて聴覚を活用し、音に関する概念を育成。 ・触察を通じて触覚を発達させ触感の違いを認識することで、触覚に基づく具体的な概念を形成。 ・花や果物のにおいを嗅覚で感じる活動を通じて、嗅覚に基づく概念を構築。 ・教室内の空間認知をファミリアリゼーションで高め校内全体に広げることで、空間的な概念を強化。
（言葉の活用） ・自分の意思を伝えることから始め、援助依頼ができるよう中学部・高等部で指導。 ・触察体験を通じて得られる情報を言語化し、具体的な経験を言葉で表現する力を育成。 ・部分と全体の関係の理解を支援し、抽象的概念を具体化・言語化することで理解を支援。 ・学んだ言葉を動作化することで、言葉の意味を体験的に理解し、概念の定着を促進。
2　点字等の読み書きの指導
・全盲者への漢字の指導、各教科で専門的な点字指導（算数・数学の点図指導、理科記号・英語の短縮点字など）。 ・点字の触読の段階的指導。 ・点字器、点字タイプライターを使った「書き」の指導。 ・弱視レンズ等、見え方に応じた補助具の活用。
3　指導内容の精選等
・指示語を使わない言葉での説明、指導に重点。 ・初めてのことを把握するために時間を要することから、指導内容の核心的事項を的確にとらえ、ていねいに指導。 ・個人が持っている知識・経験と初めてのことを結びつけて捉える学習過程を重視。 ・空や星、色など、見えるが触れられないものは対話等を通じて概念形成をていねいに育成。 ・将来の自立（単独での安全な移動）のための白杖を用いた歩行指導を計画的に実施。
4　コンピュータ等の情報機器や教材等の活用
・音声読み上げに対応したアプリケーションを利用。 ・ブレイルメモ、拡大読書器などの支援機器を活用。 ・デジタル教科書やタブレット端末等の ICT 機器を活用。 ・音声教材や触察教材を活用。
5　見通しをもった学習活動の展開
・初めての場所ではオリエンテーションをていねいに行い、空間把握の理解を促進。 ・状態の変化をつながりをもって理解する学習活動を展開（例えば、トマトを題材とする場合、苗を植える、育てる、実を収穫する、調理する、食べるといった一連の過程を体験させる）。

（表8） 聴覚支援学校における障がいに配慮した取組み

1　学習の基盤となる言語概念の形成と思考力の育成
・学校生活での関わりのなかで、指文字・口形・文字・発音サインを活用し音韻意識を形成。 ・日常生活での経験等を手話の表現と併せて言葉として確認。 ・獲得した言葉をもとに、思考力、想像力を育み、概念を広げ、抽象概念を形成。 ・定着が困難な語彙を短冊やポスター等で掲示し、子どもがいつでも確認できる環境を整備。 ・課題研究や全校集会でのスピーチ、文化祭活動等による表現力の育成。
2　読書に親しみ書いて表現する態度の育成
・図書紹介、貸し出し、図書だよりなど児童・生徒会が主体となり図書活動を活性化。 ・ノートや連絡帳、新聞コラムの書写など書く活動の十分な確保。
3　言葉等による意思の相互伝達
・他者の発言、発表に注目する態度の育成。 ・音声・手話・指文字を使った発表活動を通して、適切な手話表現や言葉の活用を意識。 ・ペアワーク、グループワーク、KJ 法を利用したブレインストーミングなど、意見交流の機会を設定。 ・クラウド型授業支援アプリを活用するなどして、回答や考えを文字で共有。
4　保有する聴覚の活用
・音や音声を検出・弁別・認知につなげる聴覚学習。 ・集団補聴器の活用。 ・在籍児童生徒等の定期聴力測定を実施し、結果を教員間で共有。 ・聴力測定の結果を生徒にフィードバックし、自身のきこえについての理解を深める。 ・補聴器についての教員研修の実施。
5　指導内容の精選等
・個々の習熟度、理解度に応じて内容を精選。 ・個に応じた学習課題の提供。
6　教材・教具やコンピュータ等の活用
・教科書の本文の全体が見渡せるよう電子黒板、プロジェクター等を活用した視覚情報の提示。 ・大型モニターで質問事項や学習内容を示し、協働的な学びに活用 ・学習内容の重要事項等を、カード、画用紙、模造紙等で視覚化して教室内に掲示。 ・音声認識アプリによるリアルタイム字幕を表示。 ・プログラミング指導による論理的思考能力の育成。

6 地域支援の状況について

支援学校の役割の一つに、地域の小・中学校等の要請に応じて、必要な助言等の地域支援を行う「センター的機能」がある。地域支援の取組みとして、「小・中学校等の教員への支援」「支援教育等に関する相談・情報提供」「障がいのある児童生徒等への指導・支援」「福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整」「小・中学校等の教員に対する研修協力」「障がいのある児童生徒等への施設設備等の提供」等が行われている。

府立支援学校の地域支援の年間平均回数は、障がい種別で大きく差が生じており、例えば知的障がい支援学校の52回に対し、視覚支援学校355回、聴覚支援学校275 回と知的障がい支援学校の5倍から7倍の実績となっている（図9）。今後も地域の小中学校等に在籍する視覚障がいのある児童生徒等、また聴覚障がいのある児童生徒等の数が一定数見込まれることから、引き続き、視覚支援学校及び聴覚支援学校における地域支援の重要性は変わらず、取組みの充実強化を図っていく必要がある。

また、地域支援の取組みについては、「訪問」「来校」「電話・オンライン」「障がい理解促進研修等（教員向け・児童生徒等向け）」など様々な手法があり、各支援学校の立地や歴史、これまでの連携先との関係などを踏まえた取組みを行っている。例えば同じ障がい種別でも大阪北視覚支援学校は「来校」と「電話・オンライン」に、大阪南視覚支援学校は「訪問」に力を入れており、各学校の特色が表れている。

（図9） 障がい種ごとの府立支援学校の地域支援の回数（1校当たり平均／R6年度）

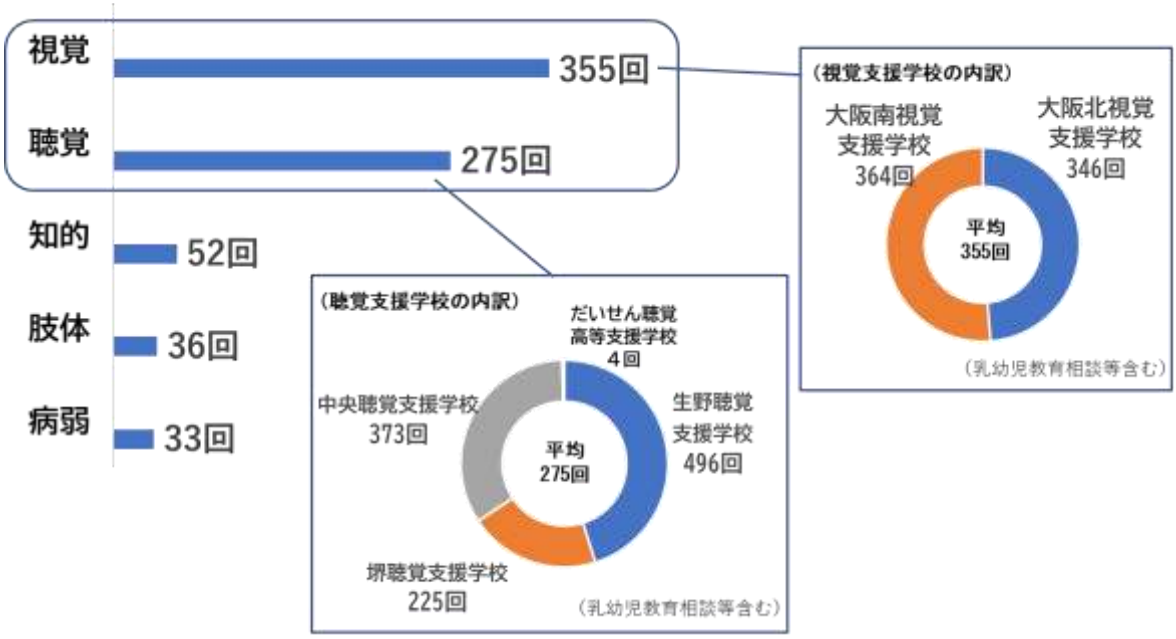

また、生野聴覚支援学校、堺聴覚支援学校、中央聴覚支援学校には小中学校に在籍する児童生徒が指導を受けるための通級指導教室が設置されている。児童生徒が通級指導教室で指導を受ける曜日や時間、頻度等は、児童生徒の在籍する小・中学校や保護者、本人とも相談して決めている。

現在、3校で79人の児童生徒が通級による指導を受けており（表9）、地域支援とともに聴覚支援学校の重要な役割の一つとなっている。

（表9） 聴覚支援学校 通級指導を受けている児童生徒数（R7.10.1 時点）

（人）

	生野聴覚支援学校	堺聴覚支援学校	中央聴覚支援学校
小学部	19	23	12
中学部	10	12	3
計	29	35	15

第2章　視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア教育について

本章では、視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア教育の取組みの現状について確認する。

1 各校のキャリア教育の取組みについて

現行の「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」、及び「特別支援学校高等部学習指導要領」では、支援学校におけるキャリア教育について、次のとおり示されている。

(小学部・中学部)第1章総則　第5節　児童又は生徒の調和的な発達の支援

（3） 児童又は生徒が，学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら，社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう，特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて，キャリア教育の充実を図ること。その中で，中学部においては，生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう，学校の教育活動全体を通じ，組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

(高等部)第1章総則　第2節　教育活動の編制　第5款　生徒の調和的な発達の支援

1　生徒の調和的な発達を支える指導の充実

（3）生徒が，学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら，社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう，特別活動を要としつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて，キャリア教育の充実を図ること。その中で，生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう，学校の教育活動全体を通じ，組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際，家庭及び地域や福祉，労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

各視覚支援学校及び聴覚支援学校においては、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて児童または生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力の育成を図っていくために、年間計画を立て取組みを進めている。以下にその一例を示す。

（図10）視覚支援学校及び聴覚支援学校におけるキャリア教育の取組みの一例

2 視覚支援学校、聴覚支援学校の高等部に設置されている学科について

視覚支援学校、聴覚支援学校には、支援学校中学部または中学校等を卒業した人が学ぶ高等部（本科）と、支援学校高等部または高等学校等を卒業した人に対して職業自立をめざした専門教育を行う高等部（専攻科）がある。

視覚支援学校の職業学科には理療科・保健理療科・理学療法科・柔道整復科がある。それぞれ国家試験（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・理学療法士・柔道整復師）の受験資格を取得するための教育課程が編成されており、その合格率は非常に高い数値で推移している。

聴覚支援学校の職業学科には、インテリア科、アパレル情報科、工業テクノロジー科、情報コミュニケーション科、ライフサポート科がある。高等部本科、専攻科のいずれにも同様の学科、コースを設置しており、本科での学びを専攻科で継続・発展できるようにしている。

（表10） 視覚支援学校・聴覚支援学校の高等部の学科について

学校名		高等部・本科	高等部・専攻科
視覚支援学校	大阪北視覚支援学校	【普通科】 【保健理療科（※）】 （※令和4年度から募集停止）	【理療科】 【保健理療科】
	大阪南視覚支援学校	【普通科】	【理療科】 【保健理療科】 【理学療法科】 【柔道整復科】
聴覚支援学校	中央聴覚支援学校	【普通科】 【インテリア科】 【アパレル情報科】	【デザイン情報科】 └情報処理コース └インテリアコース └アパレル情報コース
	だいせん聴覚高等支援学校	【普通科】 【工業テクノロジー科】 【情報コミュニケーション科】 【ライフサポート科】	【工業テクノロジー科】 【情報コミュニケーション科】 【ライフサポート科】

3 海外の学校等との国際交流の取組みについて

大阪府では、令和 7 年度から全ての府立高等学校が海外の学校と姉妹校提携を締結し、相互の学校訪問などを行う海外短期留学支援事業（姉妹校交流支援事業）が実施されている。この事業は、「2025 年大阪・関西万博」を契機に、より一層のグローバル化が見込まれる中で、臆することなく積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとするマインドを育成し、国内外で活躍する人材を育てることを目的としている。

支援学校においては、視覚支援学校 2 校、高等部のある聴覚支援学校 2 校、そして職業学科を設置する知的障がい高等支援学校 5 校の計 9 校が、当該事業の対象となっており、上記目的に加え、生徒が社会的自立を果たす際に重要となる他者への思いやりや協調する態度の育成もねらいとしている。（図11）。

令和7年度、支援学校においては、大阪南視覚支援学校、中央聴覚支援学校を含む3校の姉妹校締結を予定しており、それ以外は令和9年度までの締結をめざしている。

（図11）海外短期留学支援事業（姉妹校交流支援事業）について

・全ての府立高校が海外の学校と姉妹校提携を締結し、相互の学校訪問による異なる文化・生活習慣を持つ同年代の若者との交流活動を通して、実践的な英語力を向上させるとともに、臆せず、積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとするマインドを備え、国内外で活躍する人材を育成する。
・また、本事業を実施する支援学校においては英語等を活用して姉妹校の生徒と交流を深めることで、今後社会的自立を果たす際に重要となる、他者への思いやりや協調する態度を、より一層育成する取組みを推進する。

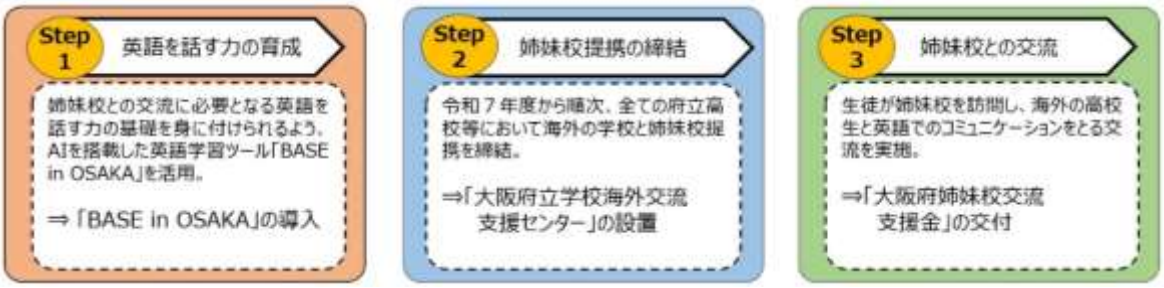

4 視覚支援学校、聴覚支援学校の卒業後の進路状況について

(1)視覚支援学校 卒業生の進路状況

視覚支援学校中学部卒業生の進路状況は、平成27年度から令和6年度まで、全員が支援学校高等部(本科)への進学となっている(表11)。

(表11)視覚支援学校 中学部卒業生の進路状況の推移 (人)

卒業年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
高等学校等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支援学校高等部	9	8	7	9	8	7	6	6	15	11

高等部本科卒業生の進路は福祉施設等が最も多く、専攻科や大学等への進学が2～3人程度、就職は0～1人の状況が続いている。高等部専攻科卒業生の進路は就職が最も多く、福祉施設等も一定数ある(表12)。

(表12)視覚支援学校 高等部(本科・専攻科)卒業生の進路状況の推移 (人)

進路先		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
高等部本科	専攻科	3	1	2	2	1	1	-	1
	大学等	2	1	1	1	-	3	-	2
	訓練校等	-	-	-	-	1	-	-	-
	就職	1	1	-	-	-	-	1	-
	福祉施設等	13	11	8	9	5	10	8	5
専攻科	専攻科※	2	-	-	-	2	1	2	-
	大学等	-	-	1	2	-	-	-	-
	訓練校等	-	-	-	-	-	-	-	-
	就職	17	11	17	10	11	14	9	10
	福祉施設等	2	6	14	8	4	8	3	3

※他の学科への入学(例:理療科→柔道整復科など)

視覚支援学校高等部（本科・専攻科）卒業生の就職先の職種は、ほとんどが国家資格を取得した「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師」となっており、他の職種への就職は非常に少ない（表13）。

（表13）就職先の職種内訳　（人）

職種/卒業年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師	18	12	17	10	10	12	9	9
サービス業	-	-	-	-	1	-	1	-
事務	-	-	-	-	-	-	-	1
その他	-	-	-	-	-	2	-	-

（2）聴覚支援学校　卒業生の進路状況

聴覚支援学校中学部卒業生の進路は、支援学校高等部への進学が多いが、高等学校等への進学も一定数あり、年度によっては、半数近くが高等学校等へ進学することもある（表14）。

（表14）聴覚支援学校　中学部卒業生の進路の推移　（人）

卒業年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
高等学校等	3	3	9	2	9	6	10	6	6	5
支援学校高等部	24	22	30	29	18	17	13	19	23	20

聴覚支援学校高等部本科卒業生の進路は、高等部専攻科や大学等への進学の割合が高いが、就職や福祉施設等も一定数あり、幅広い進路が選択されている。高等部専攻科卒業生は、ほとんどが就職している（表15）。

（表15）聴覚支援学校　高等部（本科・専攻科）卒業生の進路の推移　（人）

進路先		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
高等部本科	専攻科	9	7	10	11	13	10	8	9
	大学等	7	10	5	8	5	8	3	2
	訓練校等	2	-	-	-	1	1	2	-
	就職	9	7	8	4	11	3	3	1
	福祉施設等	4	6	6	3	5	7	3	3
専攻科	大学等	1	-	-	1	-	-	1	-
	訓練校等	2	-	-	-	1	-	-	-
	就職	10	14	7	5	10	10	13	9
	福祉施設等	1	-	-	-	1	-	-	2

聴覚支援学校高等部（本科・専攻科）卒業生の就職先の職種は、工場などの生産・製造業が最も多く、事務や運搬・清掃等の職種も一定数あり、視覚支援学校卒業生の進路先と比べると幅広い職種となっている（表16）。

（表16）就職先の職種内訳　（人）

職種/卒業年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
生産・製造業	12	11	6	3	6	9	7	8
事務	6	9	4	5	7	2	8	2
運搬・清掃等	-	-	1	-	5	-	-	-
その他	1	1	4	1	3	2	1	-

（3）視覚支援学校、聴覚支援学校の専攻科の状況について

視覚支援学校の専攻科の在籍者数は、10年前と比較すると一部増加している学科もあるが、全体で約4割減少している。全国の状況（約5割減）も踏まえると、今後も減少傾向は続くと考えられる（図12）。

（図12）視覚支援学校専攻科の在籍状況比較

【大阪】

（学校基本調査より）

平成27年度

学科	人数
理療科	40
保健理療科	23
理学療法科	12
柔道整復科	6
計	81

令和6年度

学科	人数	
理療科	19	（↘53%減）
保健理療科	11	（↘52%減）
理学療法科	7	（↘42%減）
柔道整復科	10	（↗67%増）
計	47	（↘42%減）

（参考：全国）

平成27年度

学科	人数
理療科	590
保健理療科	263
理学療法科	43
その他	34
計	930

令和6年度

学科	人数	
理療科	301	（↘49%減）
保健理療科	135	（↘49%減）
理学療法科	24	（↘44%減）
その他	26	（↘24%減）
計	486	（↘48%減）

聴覚支援学校の専攻科の在籍者数は、10年前と比較すると約3割減少している。全国の状況（約4割減）も踏まえると、視覚支援学校と同様に今後も減少傾向は続くと考えられる（図13）。

（図13）聴覚支援学校専攻科の在籍状況比較

【大阪】

平成27年度

学科		人数
だいせん聴覚高等支援学校	工業ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ	5
	情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	10
	ﾗｲﾌｻﾎﾟｰﾄ	7
中央聴覚支援学校	ﾃﾞｻﾞｲﾝ情報	4
計		26

令和6年度

学科		人数	
だいせん聴覚高等支援学校	工業ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ	4	（↘20%減）
	情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	7	（↘30%減）
	ﾗｲﾌｻﾎﾟｰﾄ	4	（↘43%減）
中央聴覚支援学校	ﾃﾞｻﾞｲﾝ情報	4	（ ― ）
計		19	（↘27%減）

（参考：全国）

平成27年度

学科	人数
工業系	32
印刷系	14
家政系	8
理美容系	17
歯科技工	13
情報ほか	50
計	134

令和6年度

学科	人数	
工業系	18	（↘44%減）
印刷系	12	（↘14%減）
家政系	4	（↘50%減）
理美容系	6	（↘65%減）
歯科技工	2	（↘85%減）
情報ほか	43	（↘14%減）
計	85	（↘37%減）

第3章　今後における視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について

本章では、「第１章　視覚支援学校、聴覚支援学校の現状と役割・機能」、「第２章　視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア教育について」を踏まえ、今後の視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方についてとりまとめる。

１ 集団の学びを確保するための方策

視覚支援学校、聴覚支援学校では、児童生徒等一人ひとりの障がいの状況により、個々の教育的ニーズは多様化しており、個人差も大きいことから、少人数グループで学習内容の習熟度や発達段階に応じた指導を行っている。

しかしながら、在籍者数の減少が進み、集団規模が小さいことが課題となっている。集団における学びは、コミュニケーション能力や人間関係構築力の育成に重要であることから、学年・学部を超えたグループで学習する時間を設け、子どもたちが意見を伝えあい、互いに学びあう機会を確保する取組みを進めている。

今後、集団の学びを更に充実するための方策として、ICT を活用した取組みが考えられる。すでに、他県の学校とオンライン交流を実施している学校もあることから、ICT の活用は地理的な制約を超えた多様な学びの場を提供し、子どもたちがさらに広い視野を持つことができる。また、地域の小中学校・高等学校等と連携した合同授業等も一つの方策である。

２ 教員の専門性を維持・継承するための方策

視覚支援学校、聴覚支援学校では、それぞれ小学校、中学校、高等学校の教育課程に準ずる教育を行い、各段階の教育目標の達成に努めるとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目標として教育が実践されており、今後も府内の視覚障がい教育、聴覚障がい教育の中核として期待されている。

今後、それぞれの教員が一人ひとりの児童生徒等に応じた教育を実践していくためには、点字や手話、ICT 教材・教具の活用、指導内容の精選など、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける必要がある。

学校が組織として高い専門性を担保・共有するための仕組みづくりが必要であるため、校内における教員研修や OJT、他県も含めた視覚支援学校間、聴覚支援学校間での情報交換等を組み合わせた専門性の維持継承のさらなる充実が必要であると考える。

３ 視覚障がい、聴覚障がいに配慮した学校の施設設備と学校配置

学校の施設設備について、大阪北視覚支援学校及び中央聴覚支援学校には、築60年を超え老朽化が進む校舎、だいせん聴覚高等支援学校及び堺聴覚支援学校には、概ね築 50 年になる校舎が存在し、より適切な学びの環境整備を早期に検討する必要がある。施設設備の検討にあたっては、視覚障がい、聴覚障がいのある児童生徒等の個々の障がい特性に応じ、幼稚部から高等部まで、それぞれの段階に適した施設環境を整えることが重要である。老朽化に伴う建替整備にあたっては、AI 搭載の画像認識音声案内システムや、自動字幕生成システ

ムなど、これからの時代に対応した最新の教育設備を整える必要がある。あわせて、視覚障がい及び聴覚障がいに関する支援教育の拠点校としての機能を備えることで、視覚障がい、聴覚障がい教育の先進的な取組みを充実させ、地域で学ぶ視覚障がい、聴覚障がいのある子どもたちに対する包括的支援体制の構築が期待できる。

学校配置について、視覚支援学校は、児童生徒等の通学時の移動にきめ細かな配慮が必要であることから、過度な通学負担が生じないよう配置に配慮する必要がある。

聴覚支援学校について、中央聴覚支援学校と生野聴覚支援学校が近接していること、老朽化が進む中央聴覚支援学校は敷地内に難波宮遺構があるため、現地での建て替えが困難な状況であることから、移設を含め、府域全体での配置の適正化について検討する必要がある。中央聴覚支援学校の移設を検討するに際しては、通学等の利便性や所要時間に配慮するとともに、来校者のための環境整備、とりわけ乳幼児期の早期支援に来校する保護者の駐車場などについても検討する必要がある。

また、他の障がい種別の支援学校の敷地内に移設を検討する場合、各委員からは用地の効率的な活用にとどまらず、重複障がいのある児童生徒等への効果的な支援を行うことも可能となるとの意見や、防災・安全上の対策が求められること、さらに各障がい特性に応じた教育環境を確保するため、校舎（体育館、普通教室、特別教室等）は明確に区分する必要があるとの意見があった。移設にあたっては、これらの意見を十分踏まえて判断されたい。

なお、現在 3 校に設置されている寄宿舎は、遠方に居住し通学が困難な児童生徒にとって必要な役割を果たしており、今後もその機能の維持に努めていく必要があると考える。

4 センター的機能の発揮のための方策

視覚支援学校、聴覚支援学校ともにセンター的機能の発揮に向け地域支援の充実に取り組んでおり、大阪がこれまで大切にしてきた「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に貢献している。今後も一定数の視覚に障がいのある児童生徒等、聴覚に障がいのある児童生徒等が地域の小中学校等で学ぶことが見込まれることから、地域支援は重要である。加えて、乳幼児期など、早期からの支援において、支援学校が果たす役割は、子どもの発達の観点に加え、保護者支援の観点からもより大きくなると考えられる。

視覚支援学校における地域支援では、両校の担当する地域は非常に広範囲で、担当教員の負担は大きいが、子どもたちが実際に活動している場所での訪問支援は極めて重要である。今後は、訪問による支援の重要性や効果等も踏まえつつ、ICT 等を活用した具体的な負担軽減策についての検討が必要であると考える。併せて、支援する教員の力量形成も求められる。

聴覚支援学校における地域支援について、地域の小学校、中学校等で学ぶ児童生徒等が聴覚支援学校に来校し、同じように聞こえない、また、聞こえにくい仲間が学んでいることを知ることで安心感を得る大切な機会と考える。聴覚支援学校の授業や行事を実際に体験することや専門的な支援を得ることは重要であり、今後もその充実が求められる。

また、重複障がいのある子どもたちは、入学時に特定の障がい種の学校を選ばなければならない現状がある。特に視覚障がい、聴覚障がいのある児童生徒数は、他の障がい種に比べて少ない事情もあり、これまでも視覚支援学校、聴覚支援学校は他の支援学校への支援を行

っている。今後も、それぞれの専門性を活かして、支援学校が相互に支援し合える体制づくりを進めていく必要がある。

さらに、従来の医学の中で定義されていた視覚障がい、聴覚障がいに加えて、視覚的な認知や聴覚的な認知に困難を抱える子どもたちの支援についても、視覚支援学校、聴覚支援学校として支援を検討する必要がある。

5 視覚支援学校、聴覚支援学校のキャリア発達を促す教育の充実

児童生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力の育成を図るため、各教科や特別活動において発達段階に応じた取組みを行っている。その際、将来のキャリア形成に必要な4つの能力、人間関係形成能力、自己理解・管理能力、課題解決能力、主体的な行動力の育成が求められる。加えて、生成 AI 等を含めた最新の ICT 技術は、子どもたちの将来の自立を見据えた社会性やコミュニケーション能力の向上につながる学びがさらに充実する可能性があり、更なる活用が期待される。

視覚支援学校について、高等部本科を卒業した生徒は、福祉施設等への進路が最も多くなっている。大学等への進学については、入学に必要な学力の保障とともに、入学後の学生生活を見据えた在学中からの指導と支援が必要である。教員には、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育課程を指導する専門性と、生徒が自身に必要な合理的配慮を他者に伝える力を育む指導力が求められる。就職については非常に少なく、職種の選択肢が限られていることが一因と考えられる。視覚障がいのある生徒が多様な職業に就けるようにするために、個々の生徒の強みを生かした伴走型のサポートと、実際に様々な職場を体験することが重要である。職場体験では、初めての場所の環境や設備に慣れるのに時間がかかる障がい特性を踏まえた方法や内容の検討が必要である。職場体験の準備段階として校内での作業学習等に加えて、ICT を活用した取組みや、関係機関、企業等とコンソーシアムを形成し、より密接な連携を図り実践を深めていくことも重要である。

聴覚支援学校については、大学等への進学希望者が増加傾向であることから、進路支援体制の強化が求められる。併せて、就職を希望する者や福祉的就労を希望する者もいることから、生徒が自己のあり方や生き方を考え、課題を発見し解決していく学びと、職場体験等を含め、自ら主体的に進路を選択できるような支援が必要となる。

視覚支援学校、聴覚支援学校ともに、専攻科については在籍者数は減少傾向にある。しかしながら、視覚支援学校の専攻科は、「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・理学療法士・柔道整復師」の国家試験を受験するために必要な教育課程を有しており、視覚障がい者の多くがこれらの職種で就職していることから、今後も重要な職域である。専攻科は、在籍者数の減少や指導者の不足などの課題に対応するため、そのあり方を検討する必要がある。

6 視覚支援学校、聴覚支援学校における教育課程の検討

視覚支援学校と聴覚支援学校における教育課程の検討にあたっては、中央教育審議会における次期学習指導要領に関する審議の動向や、産業構造の変化等を注視しつつ、上述のキャリア教育を踏まえた内容とする必要がある。

聴覚支援学校においては、本年の「手話に関する施策の推進に関する法律」の施行に伴い、手話や書記日本語、コミュニケーションについての教育の充実が求められる。

また、視覚支援学校、聴覚支援学校ともに、小学校・中学校・高等学校等との交流や共同学習は、障がいのある子ども、障がいのない子ども双方にとって、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、これまで大阪が大切にしてきた「ともに学び、ともに育つ」教育を基盤とする共生社会の構築へとつながるものであり、大きな意義を有する。児童生徒等の将来の社会参加に向けたキャリア形成への支援として、これまで実践されてきた行事等での交流を大切にしつつ、新たな学校間連携の取組みについても研究を進める必要がある。

加えて、生成 AI がさらに進化し、人間の意志がますます重要になる時代に向けて、自ら課題を設定し、その解決に取り組む過程で、自分自身の生き方や存在意義を考える探究的な学びは、視覚支援学校や聴覚支援学校の両方で今後さらに充実させることが求められる。

さらに、令和7年度より、視覚支援学校、聴覚支援学校の高等部設置校において、海外短期留学支援事業（姉妹校交流支援事業）が開始されている。視覚障がいや聴覚障がいのある生徒にとって、国際交流は、異文化を直接体験し、国際理解を深めるだけでなく、社会的自立を果たす際に重要となる他者への思いやりや協調する態度の育成も図ることができる有益な取組みである。引き続き、国際教育の基本的な理念である「異なるものや異なることへの理解」、「多様性の受容」、「共生」について学校全体で共有し、教育課程の編成に生かしていくことが重要である。

おわりに

これまで支援教育部会では、視覚障がい、聴覚障がいのある児童生徒等をとりまく現状と課題を踏まえた視覚支援学校、聴覚支援学校の今後のあり方について審議してきた。また、学校現場のご協力のもと、各校の訪問を通じて子どもたちの学びの様子を見学するとともに、校長をはじめ教員、保護者のご意見等を直接聞かせていただくことができた。また、あらためて、児童生徒の学びの場における自己選択・自己決定の重要性を認識したところである。

審議の中で、在籍者数が減少する中での「集団の学びを確保するための方策」と「教員の専門性を維持・継承するための方策」、今後も府内の小中学校に一定の在籍が見込まれる視覚障がい、聴覚障がいのある児童生徒への支援の役割として「センター的機能の発揮のための方策」、施設設備の老朽化が進む中での「視覚障がい、聴覚障がいに配慮した学校の施設設備・学校配置」、卒業後に幅広い分野で活躍できるようにするため「視覚支援学校、聴覚支援学校のキャリア発達を促す教育の充実」「視覚支援学校、聴覚支援学校における教育課程の検討」等、今後の視覚支援学校、聴覚支援学校をより良くしていくための具体的な施策について、多くの検討を行った。大阪府教育委員会には、この報告を踏まえて、実効性のある施策を策定し、実行に移していただきたい。

府立の視覚支援学校、聴覚支援学校は100年を超える歴史を有している。それぞれの学校が積み重ねてきた実績を踏まえ、関係者一同が協力し、学校の強み、魅力、特色をより一層充実させてもらいたい。大阪の視覚障がい教育、聴覚障がい教育がより一層発展し、全国に先駆けるものとなるよう、大阪府教育委員会が中心となって進めていただくことを大いに期待する。

大阪府学校教育審議会　支援教育部会　委員名簿

（五十音順）

氏名（敬称略）	職名
岩崎　慶一	株式会社 かんでんエルハート ビジネスアシストセンター ソリューショングループ長
竹下　亘	社会福祉法人 日本ライトハウス常務理事
中瀬　浩一	同志社大学 免許資格課程センター　教授
奈良　里紗	大阪教育大学 総合教育系 准教授
長谷川　陽一	桃山学院大学　特任教授

大阪府学校教育審議会　支援教育部会　開催状況

◇第1回（令和7年　7月18日）

　現状と課題認識

◇第2回（令和7年　9月12日）

　在籍者数が減少する中での府立視覚支援学校、聴覚支援学校の役割と機能の
　あり方について

◇第3回（令和7年　10月10日）

　今後の視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア発達を促す教育の充実について

◇第4回（令和7年　11月14日）

　支援教育部会における議論の整理（大阪府学校教育審議会への報告案の検討）

学校視察

日時		学校名	内容
令和7年９月４日	AM	大阪北視覚支援学校	学校概要、地域支援の説明 施設見学 授業見学 校長、保護者等との意見交換
	PM	大阪南視覚支援学校	
令和7年９月９日	AM	堺聴覚支援学校	
	PM	だいせん聴覚高等支援学校	
令和7年９月11日	AM	生野聴覚支援学校	
	PM	中央聴覚支援学校	

資料2

第57回　大阪府学校教育審議会　資料

～今後の府立商業系高等学校のあり方について～

１．現状

２．課題認識

３．審議内容・スケジュール

令和７年12月　大阪府教育庁

1　大阪府立商業系高校の現状

学校の分布

➢ 令和4年に大阪市からの移管を経て、現在、大阪府立商業系高校は4校

淀商業高校　（創立：昭和23年　大阪市西淀川区）

＊西淀川区 51人(32.3%)，此花区 38人(24.1%)，淀川区 17人(10.8%)
（商業科のみ）

鶴見商業高校　（創立：昭和38年　大阪市鶴見区）

＊鶴見区 26人(15.9%)，城東区 21人(12.8%)，門真市 20人(12.2%)

大阪ビジネスフロンティア高校　（創立：平成24年　大阪市天王寺区）

（大阪市立東商業高校、大阪市立市岡商業高校、大阪市立天王寺商業高校を統合）

＊東大阪市 20人(8.3%)，生野区 17人(7.1%)，東成区 15人(6.3%)

住吉商業高校　（創立：昭和23年　大阪市住之江区）

＊住之江区 44人(30.1%)，住吉区 34人(23.3%)，堺市 12人(8.2%)

＊上記は全日制課程のみ
＊中央高校のビジネス科を設置（昼夜間単位制）

東大阪市立日新高校（東大阪市）

堺市立堺高校（堺市堺区）

岸和田市立産業高校（岸和田市）

＊令和７年度入学者選抜（一般選抜）における
行政区別志願者数（割合）の上位３行政区を記載。

2　諮問に向けた現状・課題認識

卒業後の進路状況

グローバルビジネス科の進路状況

- 高校大学7年間の接続教育を柱として、ビジネスの3言語である会計・情報・英語をさらに深める教育を実施。
- 企業等連携によるビジネス教育と簿記・情報・英語の資格を用いた推薦入試等を用いて四年制大学への進学を実現

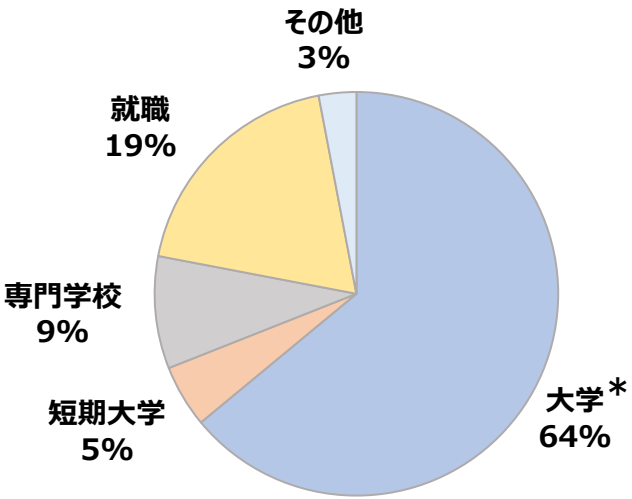

＊四年制大学への進学者はグローバルビジネス科開設以降、年々増加

商業科の進路状況

- アントレプレナーシップ教育や商品開発、観光教育などそれぞれの特色を活かしたビジネス教育を実施
- 大阪の経済・産業を支える即戦力となる人材を輩出

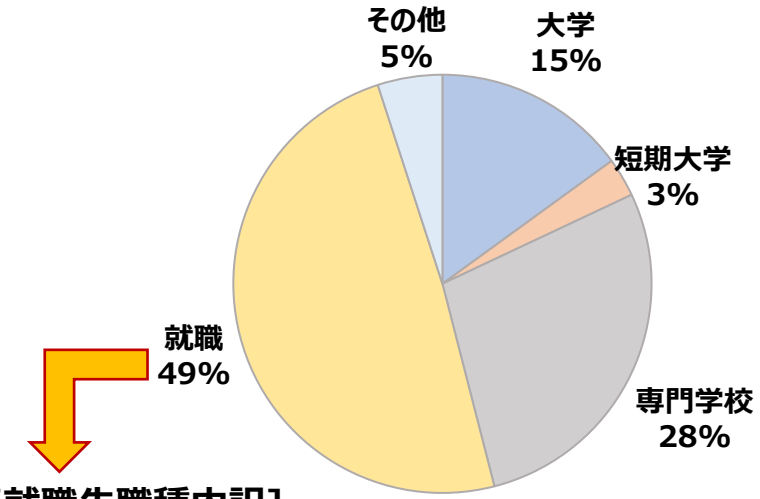

[就職先職種内訳]

事務従事者・・・・・・・・48%	販売従事者・・・・・・・・・・・・・・23%
生産工程従事者・・・・13%	専門的・技術的職業従事者・・5%
サービス職業従事者・・５%	輸送・機械運転従事者・・・・・・1%
建設・採掘従事者・・・・1%	運搬・清掃・包装等従事者・・・1%

（引用元）文部科学省　商業に関する調査

入学者選抜の状況

➢ 前期選抜から一般選抜へ変更となった平成28年度選抜以降、志願倍率が1倍を下回る状況が続く

大阪府立商業系高校の志願倍率の状況

＊令和３年度以前は大阪市立。令和４年度より大阪府に移管

大阪府公立高等学校 前期選抜の募集人員拡大

大阪府公立高等学校 入学者選抜機会の原則一本化

選抜年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
淀商業（商業科第一志望のみ）	1.26	1.19	1.11	1.12	0.99	1.05	0.98	0.78	1.09	0.91	0.89	0.86	0.69	0.97
鶴見商業	1.25	1.00	1.11	1.04	1.01	1.25	0.99	0.99	0.83	0.77	0.80	0.88	0.96	0.81
住吉商業	1.38	1.01	1.22	0.94	1.08	0.93	0.94	0.87	0.82	0.86	0.93	0.88	0.87	0.72
大阪ビジネスフロンティア	1.71	0.92	1.06	1.09	1.06	1.07	1.10	0.99	0.98	1.10	1.07	1.09	1.26	1.09

最近５年間の状況（一般選抜）

上段：倍率　下段：（志願者数／募集人員）

選抜年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
淀商業（商業科第一志望のみ）	**0.91** (182/200)	**0.89** (178/200)	**0.86** (172/200)	**0.69** (138/200)	**0.97** (155/160)
鶴見商業	**0.77** (153/200)	**0.80** (160/200)	**0.88** (176/200)	**0.96** (192/200)	**0.81** (162/200)
住吉商業	**0.86** (172/200)	**0.93** (186/200)	**0.88** (176/200)	**0.87** (174/200)	**0.72** (144/200)
大阪ビジネスフロンティア	**1.10** (265/240)	**1.07** (256/240)	**1.09** (262/240)	**1.26** (303/240)	**1.09** (262/240)

参　考　2040年の就業構造推計

➢ AI・ロボットの活用を担う人材不足等、 社会の要請に応じた人材育成へのシフトが必要

（引用元）内閣府　新しい資本主義実現会議（第34回）資料

- 本推計では、少子高齢化による人口減少に伴って**労働供給は減少**するものの、**AI・ロボットの活用促進や、リスキリング等による労働の質の向上**により大きな不足は生じない（約200万人分の不足をカバー）。今後、シナリオ実現に向けた政策対応が必要。
- 一方、現在の人材供給のトレンドが続いた場合、職種間、学歴間によって**ミスマッチが発生するリスクがあり、戦略的な人材育成や円滑な労働移動の推進が必要**となる。

職種間・学歴間のミスマッチ

職種	専門的技術的職業	うちAI・ロボット等の活用を担う人材	事務	販売	サービス	生産工程
2040年労働需要（2021年現在の就業者数）	1387万人（1281万人）	498万人（196万人）	1166万人（1420万人）	735万人（834万人）	714万人（880万人）	865万人（885万人）
供給とのミスマッチ ※現在のトレンドを延長した場合	-49万人	-326万人	214万人	51万人	10万人	-281万人

学歴	高卒	短大・高専等	大学理系	院卒理系	大学文系	院卒文系
2040年労働需要（2021年現在の就業者数）	2112万人（2735万人）	1212万人（1240万人）	685万人（563万人）	227万人（154万人）	1545万人（1332万人）	83万人（70万人）
供給とのミスマッチ ※現在のトレンドを延長した場合	-37万人	-52万人	-60万人	-47万人	28万人	7万人

（注）産業分類は日本標準産業分類、職業分類は日本標準職業分類による。また、表中に含まれていない職業分類があるため、ミスマッチのトータルは0にならない。産業分類・職業分類は主要なもののみ掲載。

2　諮問に向けた現状・課題認識

商業系高校の現状・課題認識

【現状】簿記・情報処理・マーケティングなどの専門教育を通じて、大阪の経済や産業を支える人材を輩出

【課題】ビジネス界ではAIやIoTなどのデジタル技術の活用に伴い事務職などの求人の減少が見込まれる

【現状】中学校卒業段階での四年制大学等への進学ニーズの高まり

【課題】商業系高校卒業後の進路イメージが就職となっている

【現状】ビジネス系の資格取得が推薦条件となっている四年制大学が多い

【課題】資格取得のみを目的とした教育

改革

次世代の大阪の経済・産業の創り手・担い手の育成に向けた商業教育

- 大阪から世界に向けて新たなビジネスを創造する意欲を育む
- 地域や企業の価値を理解し、次世代に引き継ぐ意識と実践力を育む

諮問事項

今後の府立商業系高校のあり方について

審議のテーマ

■ 大阪の発展を担う人材育成に向けた商業系高校の役割について

- 2040年の産業構造からみる商業系高校の課題
- 未来を切り拓くビジネス教育
- 未来のリーダーを育成するアントレプレナーシップ教育と企業連携や高大接続

■ これからの時代に応じた商業教育を実現する教育内容や教育環境のあり方について

- 大阪から世界で活躍する人材育成に向けたビジネス教育と学びの環境整備

3　審議内容・スケジュール

スケジュール	審議内容
第１回（１月下旬）	● 商業系高校の現状と未来を見据えた課題認識
第２回（３月上旬）	● 今後の社会において必要とされる資質能力の育成と高大接続
第３回（３月下旬）	● 大阪から世界で活躍する人材育成に向けた教育内容と教育環境
中間報告	
第４回（５月中旬）	● まとめ
令和８年６月	答申

写

大阪府学校教育審議会会長　様

次の事項について、諮問します。

「今後の府立商業系高等学校のあり方について」

令和７年12月19日

大阪府教育委員会

１　諮問事項

「今後の府立商業系高等学校のあり方について」

＜審議のテーマ＞

・大阪の発展を担う人材育成に向けた商業系高校の役割について

・これからの時代に応じた商業教育を実現する教育内容や教育環境のあり方について

２　諮問理由

大阪府では、これまで「卓越性」「公平性」「多様性」を基に、時代や社会の変化、また、それに伴って多様化する教育ニーズに適切に応える府立高校をめざし、社会のニーズを踏まえた教育内容の充実と就学機会の確保を前提とした効果的かつ効率的な学校配置を両輪とし、活力ある学校づくりを進めてきた。とりわけ、府立商業系高等学校は、簿記・情報処理・マーケティングなどの専門教育を通じて、大阪の経済や産業を支える人材を輩出してきた。

一方、近年、AI・デジタル技術の急速な進展や、グローバル化、少子高齢化など、社会が急激に変化する中、学校教育においては、子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められる。

このような中、令和５年６月に閣議決定された、第４期教育振興基本計画においては、「社会に開かれた教育課程」の実現にむけて、外部リソースも活用した実践的な教育等を通じて、各高等学校の魅力化・特色化を促進し、生徒の学習意欲を喚起するとともに、地域、高等教育機関、行政機関等との連携を推進することが掲げられている。

府においても、ICT の進展やグローバル化、地域経済の変化により、求められる人材像も多様化していることから、持続可能な次世代の大阪の経済・産業の創り手・担い手の育成には、これまでの商業教育の枠組みに捕らわれず、大阪から世界に向けて新たなビジネスを創造する意欲を育むとともに、地域や企業の価値を理解し、次世代にその責任を引き継ぐ意識と実践力を育てる商業教育が必要である。

ついては、今後の社会状況の変化を見据え、府立商業系高等学校の現状及び課題を踏まえた、次代の府立商業系高等学校のあり方を総合的に検討するため、「今後の府立商業系高等学校のあり方について」、学校教育審議会にご審議をお願いするものである。

資料4

（案）

大阪府学校教育審議会　商業教育部会　委員名簿

（五十音順）

氏名	職名
林（いむ）　永周（よんじゅ）	立命館大学　経営学部　准教授
大継（おおつぐ）　章嘉（あきよし）	大阪教育大学　総合教育系　高度教職開発部門　特任教授
小林（こばやし）　幸治（こうじ）	大阪商工会議所　人材開発部　部長
中川（なかがわ）　慧（けい）	大阪公立大学　経営学研究科　教授
フォーリー　淳子（じゅんこ）	大同門株式会社　代表取締役社長

○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日
大阪府教育委員会規則第四号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

（趣旨）

第一条　この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正）

（職務）

第二条　審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担任事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

（昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正）

（組織）

第三条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。

３　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正）

（専門委員）

第四条　専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、委員会が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

（平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正）

（会長）

第五条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員が互選する。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（平一二教委規則一六・全改）

（会議）

第六条　会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正、令四教委規則四・一部改正）

（部会）

第七条　審議会に必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に属する委員等は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。

４　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

５　前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

６　第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。

（平一二教委規則一六・追加、令四教委規則四・一部改正）

（報酬）
第八条　委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。
（昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正）
（費用弁償）
第九条　委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。
（昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正）
（庶務）
第十条　審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。
（昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正）
（委任）
第十一条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
（昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上）
附　則
１　この規則は、公布の日から施行する。
２　大阪府教育課程審議会規則（昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号）は、廃止する。
３　委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。
（委員の任期に関する特例）
４　この規則の施行の日から令和七年六月三十日までの間に第三条第二項の規定により任命される委員会の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から令和七年六月三十日までとする。
（平二〇教委規則一七・追加）
附　則（昭和四五年教委規則第四号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和四七年教委規則第一三号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和五一年教委規則第六号）
この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。
附　則（昭和五二年教委規則第八号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和五四年教委規則第八号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和五六年教委規則第二号）
この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。
附　則（昭和六〇年教委規則第四号）
この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。
附　則（昭和六〇年教委規則第一一号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和六〇年教委規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年教委規則第六号）抄

（施行期日）

1　この規則は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附　則（昭和六三年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成四年教委規則第八号）

（施行期日）

1　この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附　則（平成一一年教委規則第二号）

（施行期日）

1　この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止）

2　大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則（昭和五十四年大阪府教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附　則（平成一二年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成一八年教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成一九年教委規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（平成二〇年教委規則第一七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附　則（平成二三年教委規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附　則（平成二四年教委規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附　則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年教委規則第四号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。